

第8章 文化財の保存・活用のための具体的取組

本計画の目指すべき将来像「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」を実現するためには、計画に掲げる方針を多様な主体で共有するとともに、いかに実行していくかが何よりも重要です。本章では、方針に基づく措置について、実施主体、期間、財源（市費・県費・文化庁補助金などの国費・民間資金）を可能な限り明らかにし、スピード感をもった計画推進を図ります。

また、本章に記載する具体的取組については、毎年度その状況に応じて内容を更新するとともに、概ね3年を目途に全般的な見直しを図ることとします。

1. 文化財の適切な保存と指定等の推進の措置

1) 指定、選定、登録された文化財の保存の措置

新規及び重点的措置

①指定文化財の定期的現況把握【主体：市（文化スポーツ部） 検討開始：令和4年度】

文化財類型ごとに特性に応じた点検仕様・体制を整備し、定期的な指定文化財の現況把握を行う。

②指定等文化財の保存修理

指定等文化財については、適切な修理周期に合わせ、保存修理事業を実施する。

- ・国宝松江城天守保存修理事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～8年度】
- ・重要文化財木幡家住宅保存修理事業【主体：個人 期間：令和4～11年度（令和元年度から継続）】
- ・重要無形民俗文化財佐陀神能用具等修理・新調事業【主体：佐陀神能保存会 期間：令和4～5年度（令和3年度から継続）】
- ・史跡松江城石垣修理事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（継続事業）】
- ・史跡松江藩主松平家墓所整備事業【主体：月照寺 期間：令和4～11年度（平成30年度から継続）】
- ・史跡小泉八雲旧居土塀修理事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和2～3年度】
- ・市指定田原神社随神門保存修理事業【主体：田原神社 期間：令和4年度（令和3年度から継続）】
- ・県指定真名井神社本殿保存修理事業【主体：真名井神社 期間：令和5年度】
- ・市指定野原町八幡宮の七十五膳神事用木椀製作事業【主体：野原町八幡宮七十五膳神事保存会 期間：令和6年度】

③指定文化財の保存活用計画の策定【主体：市・所有者 実施目標：下記のとおり】

個別の指定文化財の保存管理と活用・整備の指針となる保存活用計画を策定する。

- ・史跡小泉八雲旧居【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和6～8年度】
- ・重要文化財木幡家住宅【主体：個人 期間：令和4年度～11年度】
- ・史跡田和山遺跡【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和6～7年度】
- ・重要文化財美保関灯台【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和5年度】

④指定文化財（建造物）の防災施設整備事業

松江市版「国宝・重要文化財（建造物）防火対策5か年計画」に基づき、民間所有者への集中的支援を行い、設備更新などを推進する。

- ・国宝神魂神社本殿防災施設整備事業【主体：神魂神社 期間：令和4年度、令和7年度】
- ・国宝松江城天守防災施設等整備事業
【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～6年度（令和2年度から継続）】
- ・重要文化財佐太神社防災施設整備事業【主体：佐太神社 期間：令和4年度（令和3年度から継続）】
- ・重要文化財木幡家住宅防災施設整備事業【主体：個人 期間：令和4～令和11年度（未定）】
- ・県・市指定建造物防火対策事業
【主体：市（文化スポーツ部）・民間所有者 期間：令和2年度～6年度】
- ・県指定真名井神社本殿防災施設整備事業【主体：真名井神社 期間：令和5年度】
- ・市指定お成りの間周辺支障木伐採事業【主体：華蔵寺 期間：令和6年度】

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
市所有文化財の管理運営事業 松江城・武家屋敷・小泉八雲旧居・明々庵・美保関観光ビューフェなどの指定等文化財の管理運営事業	市（文化スポーツ部・観光部）	令和4～11年度（経常事業）
史跡等維持管理事業 大庭鶏塚・出雲国分寺跡など市所有史跡等の維持管理事業	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
史跡公園管理運営事業 田和山遺跡、堀部遺跡、出雲玉作遺跡など史跡公園の維持管理事業	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
国有文化財看視事業 潜戸・美保の北浦・多古の七つ穴を対象とした看視事業	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
民間所有文化財の維持管理事業 所有者が行う指定文化財の防災設備保守点検・建造物小修理・名勝庭園荒廃防止等の維持管理事業への補助	所有者	令和4～11年度（経常事業）

2）文化財指定等の推進の措置

新規及び重点的措置

①文化財指定候補のリストアップ及び指定・登録等の方針づくり【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～5年度（令和3年度から継続）】

松江市文化財保護審議会の指導のもと、個別の文化財調査を行い、松江市にとって重要なものの指定を順次進める。あわせて、松江市指定文化財の指定基準の明瞭化を図る。

②学術調査の実施

ア．新指定

- ・有形民俗文化財漁労用具調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4年度～】
島根歴史民俗資料館及び宍道菟古館で収蔵する漁労用具について、学術調査を行う。
- ・選択無形民俗文化財蒼柴垣神事調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和6～8年度】
選択無形民俗文化財蒼柴垣神事の学術調査を行う。
- ・選択無形民俗文化財松江のホーランエンヤ調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和

10年度～12年度】

選択無形民俗文化財松江のホーランエンヤの学術調査を行う。

- ・市街地南郊の開発で残された古墳（史跡）調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和5～11年度】

- ・美保神社拝殿ほか建造物調査事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4年度～】

近代に造営された拝殿・神門・南北回廊・神饌殿についての学術調査を行う。

イ. 追加指定

- ・史跡出雲国分寺跡：【主体：市（文化スポーツ部）】
- ・史跡松江城【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（令和3年度から継続）】

保存活用計画に基づき、城郭内民有地の追加指定及び公有地化を図る。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
松江市文化財保護審議会開催事業 松江市の文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するために開催。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）

3）文化財の収蔵とその環境整備の措置

新規及び重点的措置

①松江市文書館（仮称）機能整備事業【主体：市（文化スポーツ部・総務部） 開設：令和8年度】

歴史的に重要な公文書と、地域に所在する歴史史料（古文書等）を等しく収集・整理・保存し、市民の利用に供することを目的とし、「松江市文書館（仮称）整備構想」に基づき、文書館の3つの機能（①歴史公文書・地域の歴史史料の調査、収集、整理、保存 ②調査研究・歴史編纂 ③史料・情報の公開と提供）を整備する。

②埋蔵文化財収蔵施設整備事業と拡充【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～7年度（令和3年度から継続）】

各市町村に存在する収蔵施設はいずれも老朽化かつ飽和状態にあることから集約化を図る。特に老朽化が著しい東出雲と八雲の収蔵施設は廃止し、収蔵遺物を旧恵曇公民館に集約し管理を行う。また、引き続き遊休施設の確保を続ける。

③埋蔵文化財調査センター機能施設整備事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和7～8年度】

市役所新庁舎整備に伴い遊休施設となる環境センターを、埋蔵文化財の調査・研究が一体となった発掘調査拠点機能を有する施設として整備する。

④歴史ガイダンス・交流拠点施設整備事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～8年度】

埋蔵文化財の適切な管理と有効活用、松江市内遺跡の総合的な活用のため、遊休施設を活用し、歴史ガイダンス・交流拠点施設の整備を行う。施設の機能は、①国史跡である田和山遺跡、出雲国分寺跡をはじめとする市内遺跡のガイダンス機能、②地域資源、歴史文化の紹介、③埋蔵文化財の調査・研究が一体となった発掘調査拠点機能、とする。

⑤民俗資料（有形民俗文化財）収集基準の作成【主体：市（文化スポーツ部） 期間：下記のとおり】

現在収蔵している有形民俗文化財を整理調査し、活用方法等の検討の上で収集基準を作成する。

整理調査の実施目標：令和5年度～令和7年度

収集基準の作成目標：令和8年度

⑥収蔵・展示施設の集約・機能移転（松江市公共施設適正化計画に基づく）

- ・八雲郷土文化保存伝習施設機能移転事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～5年度（令和3年度から継続）】

休止した八雲郷土文化保存伝習施設について、その展示機能を八雲複合施設へ移転するとともに、八雲町の民俗資料の整理を行い、貴重な資料の有効活用を図る。

- ・出雲玉作資料館分室機能移転事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～7年度（令和3年度から継続）】

施設の廃止に伴い、収蔵機能の移転を検討する。

⑦民間所有文化財の収蔵環境整備事業

民間所有文化財の収蔵環境整備を進める。

- ・重文木造薬師如来坐像ほか4躯保存施設整備事業【主体：佛谷寺 期間：令和5～6年度】
- ・重文木造薬師如来坐像保存施設整備事業【主体：華蔵寺 期間：令和5年度】

収集基準の作成目標：令和8年度

事業名／実施概要	取組主体	期間
市所有博物館等管理運営事業 松江歴史館・小泉八雲記念館・来待ストーン・鹿島歴史民俗資料館・出雲玉作資料館・松江ホーランエンヤ伝承館などの管理運営事業。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
埋蔵文化財等収蔵施設管理運営事業 特に発掘調査による遺物などの収蔵施設の維持管理事業。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
松江歴史館資料取得事業 松江の歴史や文化に関わる貴重な財産を後世に引き継ぎ活用を図るため、購入・寄贈・寄託などによって取得・保存する。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）

2. 調査研究の推進の措置

1) 調査研究の考え方

新規及び重点的措置

①地域の文化財調査・発信事業【主体：市（文化スポーツ部）・公民館・市民 期間：下記のとおり】

現在実施している調査事業の一部を再編し、3章で述べた12のゾーンを単位として、年次計画を作成したうえで、調査を実施。具体的な実施方法としては、公民館管区ごとに地元の文化財や歴史文化について調査研究を順次進めていく。

実施目標 調査計画の作成：令和3年度

調査の実施：令和4年度から順次実施（経常事業）

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
歴史資料保存活用事業 松江市内に残る古文書等の歴史史料の所在や内容を調査し、その実態把握と保存の措置をとる。調査の成果は、各種刊行物の発刊、松江歴史館での展示等に反映させる。	市（文化スポーツ部）、外部専門家	令和3年度

2) 松江市の調査研究体制の整備の措置

新規及び重点的措置

①松江城の世界遺産登録を目指した調査研究【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～世界文化遺産登録まで（平成28年度から継続）】

松江城天守を含む近世城郭の天守群について、ともに国宝天守を有する松本市、犬山市とともに共同研究に取組、暫定一覧表への記載を目指す。登録推進にあたっては、「松江城を守る会」など市民団体とも連携して、機運醸成にも取り組む。

②民俗芸能調査【主体：島根県古代文化センター 期間：令和4～6年度（令和2年度から継続）】

平成期の民俗芸能の変容を調査することを目的に実施する、島根県内の民俗芸能調査について、協力を行い、松江市内における民俗芸能の現況を幅広く把握する

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
歴史資料保存活用事業 ※再掲 松江市内に残る古文書等の歴史史料の所在や内容を調査し、その実態把握と保存の措置をとる。調査の成果は、各種刊行物の発刊、松江歴史館での展示等に反映させる。	市（文化スポーツ部）、外部専門家	令和3年度
国宝松江城調査研究事業 国宝天守のみならず、城郭、城下町までを調査研究範囲とし、建築史・城郭考古学・文献・絵図地図・自然科学など多様な分野の専門家と共に、調査研究を行い、松江城の文化財的価値の向上を図る。	市（文化スポーツ部）、松江城調査研究員会	令和4～11年度（経常事業）
松平治郷（不昧公）調査研究事業 松江藩の藩政改革と、新しい松平治郷（不昧公）像について、史実に基づき検証するため、治郷や松江藩の藩政改革に関する資料調査・研究を進め、治郷の果たした役割を追求する。その成果は「書簡集」・「史料集」としてまとめ、今後の研究基盤を整える。	市（文化スポーツ部）、松平治郷（不昧公）研究会	令和4年度（平成30年度から継続）
松江歴史館調査・研究事業 松江の歴史や文化の調査研究により、松江の新たな魅力を掘り起こ	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）

し、その成果を魅力ある展覧会として公開する。		
埋蔵文化財分布・試掘・本調査事業 埋蔵文化財内容確認調査事業 開発事業等に伴う埋蔵文化財の調査。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
歴史的建造物登録事業 歴史的建造物の調査及びその成果に基づく登録を推進する。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（平成28年度から継続）
島根半島・宍道湖中海ジオパークにかかる学術研究 高等教育機関などが実施するジオパークにかかる調査研究（大地の成り立ち、独自の生態系、ジオパークに関わる歴史文化など）に対して助成を行う。	島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会	令和4～11年度（平成30年度から継続）

3) 調査研究成果の発信の継続とさらなる推進の措置

新規及び重点的措置

①民間団体との連携による情報発信【主体：各種団体 期間：令和4～11年度】

市主催のみならず、市民団体、民間企業、NPO 団体との連携により、より市民ニーズに沿った情報発信を行う。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
各種刊行物の発行 研究紀要、市民向けブックレット、資料集、企画展図録、発掘調査報告書。	市（文化スポーツ部・観光部）	令和4～11年度（経常事業）
市民向け講座の開講 シンポジウムを含め、最新の調査研究成果などを主に市民向けに発信する講座。	市（文化スポーツ部・観光部）ほか	令和4～11年度（経常事業）
WEB 講座の開講 松江市公式サイトにおいて、文化財に関する講座を開講する。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（令和2年度から継続）

4) 文化財で歴史を物語る措置

新規及び重点的措置

①調査研究の目的や成果をヒストリーに結びつける措置【主体：市（文化スポーツ部）、各種団体 実施目標：令和4～11年度】

実施主体が、調査研究をヒストリーの中に組み込み、成果が物語の中に反映できるように、事業を実施していく。

②ヒストリーを構築し、厚くしていくためのテーマ性のある調査研究の立ち上げ【主体：市（文化スポーツ部）、各種団体 実施目標：令和6～11年度】

展覧会をはじめとした情報発信などの活用をより奥深く、効果的なものにしていくため、ヒストリーを念頭に置いたテーマ性のある調査研究を立ち上げることを検討する。

3. 文化財の積極的な活用の措置

1) 文化財の特性に応じた活用の措置

新規及び重点的措置

①国宝松江城から学ぶ環境学習会【主体：まっえ環境市民会議 期間：令和4～7年度（令和2年度から継続）】

松江城や城下町の歴史文化を関連づけた環境活動を通して環境保全意識の拡大を図る。

具体的には、①お堀の水草清掃と生息する生き物の学習会、②松江城に関連した生態や環境などのクイズを解きながら楽しむウォークラリー、③電動堀川遊覧船の静かさを活用した野鳥等の自然観察会など。

②島根町潜戸遊覧船更新事業【主体：（一社）加賀潜戸遊覧船、市（観光部） 期間：令和4～7年度】

国指定文化財の潜戸や多古の七ツ穴を巡る観光遊覧船について、老朽化の進む船舶の更新を行い、民間事業者による文化財の活用、歴史文化を生かしたまちづくりを推進する。

③史跡田和山遺跡再整備事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～9年度（令和元年度から継続）】

整備後、15年以上経過したため、必要な部分の修理や再整備を行う。また新たに発見された関連遺跡である神後田遺跡を含め、ICTを利用した分かりやすく、バリアフリーも考慮した整備を行う。

④歴史ガイドンス・交流拠点施設整備事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～8年度】 ※再掲

埋蔵文化財の適切な管理と有効活用、松江市内遺跡の総合的な活用のため、遊休施設を活用し、歴史ガイドンス・交流拠点施設の整備を行う。施設の機能は、①国史跡である田和山遺跡、出雲国分寺跡をはじめとする市内遺跡のガイドンス機能、②地域資源、歴史文化の紹介、③埋蔵文化財の調査・研究が一体となった発掘調査拠点機能、とする。

⑤史跡シンポジウム、講演会などの開催【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4年度～（令和3年度から継続）】

松江市内には国指定史跡だけで22件、県・市指定を含めると50件の史跡がある。指定後の周年記念のタイミングなどを見計らって、シンポジウム・講演会や史跡巡りなどの関連事業を行う。

実施計画 令和3年度：出雲国分寺跡史跡指定100周年記念シンポジウム、田和山遺跡史跡指定20周年記念シンポジウム

令和4年度：出雲玉作跡史跡指定100周年記念シンポジウム

⑥松江城授業プロジェクト

【主体：市内小学校、市（教育委員会・文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（平成28年度から継続）】

市内の全小学6年生を対象に、松江城及び松江歴史館の現地学習を実施。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
松江武者行列 堀尾吉晴公とその一行が松江城に入城する様子を再現した市民参加型イベント。	松江武者行列実行委員会	令和4～11年度(平成19年度から継続)
松江水燈路 松江城及び塩見縄手周辺を起点に主要な観光施設でライトアップを実施し、夜間の賑わいを創出する。	松江ライトアップ・キャパソン実行委員会	令和4～11年度(平成15年度から継続)
松江鑿行列振興事業 鑿保有町内及び鑿保有団体、小学校が参加。例年17団体程度が参加。鑿を打ちながら市内を練り歩く。 あわせて、鑿行列保存会の運営、用具の新調などへの支援。	松江市鑿行列保存会、市(文化スポーツ部)	令和4～11年度(経常事業)
「怪談のふるさと松江」事業 「怪談のふるさと松江」事業として、①松江怪談談義、②酒林堂八雲など、怪談にちなんだ対談や朗読会の開催。	市(観光部)	令和4～11年度(平成25年度から継続)
嫁ヶ島観光活用事業 嫁ヶ島への渡航イベントやPR事業をはじめとする嫁ヶ島を活用した観光振興事業。嫁ヶ島万灯会、歩いて渡る嫁ヶ島、仲秋の嫁ヶ島などのイベント実施、及び嫁ヶ島ライトアップ。	NPO法人水の都プロジェクト協議会、市(観光部)	令和4～11年度(経常事業)
大山隠岐国立公園満喫プロジェクト推進事業 大山隠岐国立公園を国内外の来訪者に「楽しんでもらう」ための事業(外国人観光客向け商品・滞在型旅行商品・体験プログラムの開発、モニターツアーの実施など)。	大山隠岐国立公園満喫プロジェクト島根半島東部協議会	令和4～7年度(平成30年度から継続)
堀川遊覧船運航事業(ぐるっと松江 堀川めぐり) 松江城の堀川を遊覧船でめぐる。	公益財団法人松江市観光振興公社	令和4～11年度(経常事業)
ぐるっと松江レイクラインバス運行事業 松江城をはじめとする市内中心部の多くの文化財スポットをレトロ車両でめぐる。	松江市交通局	令和4～11年度(経常事業)
ホーランエンヤ継承事業 ホーランエンヤの継承事業。	ホーランエンヤ五大地連合保存会	令和4～11年度(経常事業)
椿文化観光振興事業 松江市の市花である「椿」の開花時期(3月)にあわせ、松江城で「松江椿まつり」を開催。	市(文化スポーツ部)	令和4～11年度(経常事業)
松江菊花展開催事業 菊花愛好家が育てた菊花の展覧会・品評会を松江城で開催。	松江菊花会市(文化スポーツ部)	令和4～11年度(経常事業)
茶会開催事業 市民や観光客が、気軽に松江の茶の湯文化に触れることができる茶会「松江春茶会」・「松江城大茶会」の開催。	山陰中央新報社、市(文化スポーツ部)	令和4～11年度(経常事業)
総合的・体験的な学習充実事業 「ふるさと松江」に誇りと愛着をもつ児童生徒を育成するため、総合的な学習の時間又は校外活動において、地域にある教育資源「ひと・もの・こと」を活用した学習活動を充実させる。	市(教育委員会)	令和4～11年度(平成24年度から継続)
「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業 地元企業・事業者の方から仕事に対する思い、やりがい、誇り、自分の生き方や夢、ふるさと松江で働くことの意味について語っていただき、児童生徒に将来に対する夢や希望を育み、キャリア教育の推進に資する。	市(教育委員会)	令和4～11年度(平成26年度から継続)
「ふるさと松江」学習推進事業 身近な地域やふるさとである松江を取り上げた副読本や伝統工芸品について、小学校の中学年の授業等で活用することにより、「ふるさと松江」について理解を深める。	市(教育委員会)	令和4～11年度(平成24年度から継続)
ジオパーク体験旅行商品造成事業 ジオパークを舞台とした体験型旅行商品の造成(①ジオパーク探検	島根半島・宍道湖中海(国	令和4～11年度(令和2年度から継続)

隊、②アドベンチャージオツアーなど。	引き) ジオパーク推進協議会	
島根半島・中海宍道湖ジオパーク普及事業 ジオパークの魅力を伝える講座、フィールドワークなどを地域住民とともに開催。	島根半島・宍道湖中海(国引き) ジオパーク推進協議会	令和4～11年度(平成30年度から継続)
まつえ農水商工連携事業 農林水産業と商工業者の連携を促し、松江特産の農産品や水産品を活用した新商品の開発を支援するとともに、その販路の拡大を図る。	まつえ農水商工連携・特産品推進協議会	令和4～11年度(平成22年度から継続)

2) 博物館・資料館の機能強化と積極的な公開・活用の措置

新規及び重点的措置

①松江歴史館の基本展示内容の更新【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～9年度 ※予定（令和3年度から継続）】

松江市史編纂など、近年、松江の歴史や文化の調査研究が進展したことに伴い、松江歴史館の基本展示の内容を再検討し、更新していく。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
市所有博物館等管理運営事業 ※再掲 松江歴史館・小泉八雲記念館・来待ストーン・鹿島歴史民俗資料館・出雲玉作資料館・松江ホーランエンヤ伝承館などの管理運営事業。	市（文化スポーツ部・観光部）	令和4～11年度（経常事業）
松江歴史館展示企画事業 松江の歴史や文化の調査研究により掘り起こされた松江の魅力を展覧会として公開し、郷土愛の醸成を図る。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
松江ビジターセンター（島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及施設） 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパークの魅力を発信する拠点施設。	島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会	令和4～11年度(平成30年度から継続)

3) 「ヒストリー」に沿った活用の開発の措置

新規及び重点的措置

①古代出雲の王墓のヒストリーに沿った文化財の整備と活用【主体：市（文化スポーツ部）、島根県教育委員会 実施目標：下記の通り】

松江市南郊の古代出雲の王墓が集中する地域は、島根県教育委員会とともに「八雲立つ風土記の丘」として整備を進めてきた。今後、島根県教育委員会と協議しながら全体整備の考え方をあらためて整理したうえで、ヒストリーにかかわる重要な文化財を新たに史跡に指定し、整備していく。また、個別の史跡解説だけでなく、物語として古墳を語られるよう、ソフトの開発を進める。

実施目標 全体の基本計画の見直しと作成：令和4年度～5年度

史跡指定への取組：令和4年度から順次実施

②堀尾氏入国とまちづくりのヒストリーに沿った文化財の整備と活用【主体：市（文化スポーツ部・政策部）、安来市、愛知県大口町、浜松市ほか 期間：令和4～11年度（令和3年度から継続）】

松江城天守の国宝指定を機に、堀尾吉晴の生地である愛知県大口町、安来市と共同で「堀尾吉晴

公共共同研究会」を設立して共同研究を開始。やがて浜松市も加わり、その成果を令和3年3月に報告書として刊行。今後、その成果を基盤にさらに調査研究を深め、成果を基にした整備や観光振興・地域振興に活用していく取組を進める。

③ヒストリーの磨き上げと公開【主体：市（文化スポーツ部）、各種団体 期間：令和4～11年度】

第6章で例示したヒストリーを、市民参加の調査研究で磨き上げ、事業の実施に向けての準備を進める。そのために、それぞれのヒストリー案を順次公開し、具体的な調査研究や活用につなげていくための情報収集を行う。将来的には「松江のヒストリー集」のような冊子（紙と電子媒体）の発行を目指す。

4) ITを用いた文化財情報の整理と公開の措置

新規及び重点的措置

①文化財や収蔵品のデータベース、公開システムの構築【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】

未指定も含めた文化財をデータベース化し、費用対効果を検証しながらシステム構築と公開手法を検討する。各資料館等の館蔵品については、それぞれで計画的に整理と分類を進め、順次公開していく。

②調査研究のデジタル化【主体：市（文化スポーツ部） 実施目標：令和4～11年度】

調査研究では、同時進行でデジタル化を進める。

③遺跡台帳のデジタル化【主体：市（文化スポーツ部） 実施目標：令和4～11年度】

現在紙ベースで管理している遺跡台帳をデジタル化し、広く一般に公開する。

④オンライン講座の導入【主体：市（文化スポーツ部） 実施目標：令和4～11年度（令和元年度から継続）】

令和元年度から実施しているオンライン講座を、より幅広く実施する。

⑤史跡田和山遺跡再整備事業【主体：市（文化スポーツ部）、同志社大学 期間：令和4～9年度（令和元年度から継続）】 ※再掲

田和山史跡公園の再整備を行い、史跡公園としての魅力の向上を図る。加えて、展示、学習機能の強化として、AR・VR技術を用いた遺構、出土遺物の紹介や弥生時代の周辺環境の映像復元を行う。

⑥国宝松江城天守のVR作成と設置【主体：市（文化スポーツ部）、同志社大学 期間：令和4年度（令和3年度から継続）】

天守内を三次元で計測、撮影し、実際に天守に登ったように感じることもできるVR作成を行い、現在、松江歴史館にて試行運用を行っている。今後は、施設、学校等に持ち運びして体験できる可搬型の運用を目指す。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
松江歴史館収蔵品データベース 館蔵品をデータベース化し、可能な限りの公開を行う。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（平成30年度から継続）

5) バリアフリーの実現による活用の推進の措置

新規及び重点的措置**①国宝松江城天守のVR作成と設置【主体：市（文化スポーツ部）、同志社大学 期間：令和4年度（令和3年度から継続）】 ※再掲**

天守内を三次元で計測、撮影し、実際に天守に登ったように感じることもできるVR作成を行い、現在、松江歴史館にて試行運用を行っている。今後は、施設、学校等に持ち運びして体験できる可搬型の運用を目指す。

また、作成したデジタルデータを活用し、視覚障がい者でも触れて楽しむことのできる松江城天守模型などの製作、展示の検討も行う。

②観光施設のバリアフリー化推進事業【主体：市（文化スポーツ部・観光部）、民間団体 期間：令和4～11年度】

松江バリアフリースターセンターを運営するNPO法人プロジェクトゆうあいなどと連携して、文化財を含む観光施設のバリアフリー化の検討を行う。

③多言語化推進事業【主体：市（文化スポーツ部・観光部）、民間団体 期間：令和4～11年度（経常事業）】

文化財の説明媒体については、より一層の多言語化を推進し、外国人にとっても分かりやすい、楽しめる環境整備を行う。

4. 歴史文化を生かしたまちづくりの一層の推進の措置

1) まちづくりにおける文化財保存・活用の視点の措置

新規及び重点的措置

①白潟地区都市構造再編集集中支援事業【主体：市（都市整備部） 期間：令和4～6年度（令和2年度から継続）】

寺院・神社、小路、町割りといった歴史的なまちなみの残る白潟地区と大橋川周辺において、既存ストックと水辺空間の活用による魅力的なエリアの創出や、地域資源を巡るまちあるきルートの創出、水辺や都市的空間と調和した落ち着いたあるまちなみの形成を図る。

具体的には、水辺の賑わい拠点整備、出店基盤整備、景観照明整備、電線類地中化、住宅等修景支援及び公共空間における社会実験などを行う。

②職人商店街創出事業【主体：市（産業経済部） 期間：令和4年度～ ※予定（令和3年度から継続）】

中心市街地に多彩な伝統工芸などが集まる「職人商店街」の創出を目指し、令和3年度に市内商店街の実態、他市の先行事例等を調査した。調査結果を踏まえ、松江ならではの「職人商店街」創出に向け、職人の技の「観える化」「ものづくり体験」を提供するための店舗のリノベーション促進、空き家、空き店舗を活用した拠点づくりなどに取り組む。

③都市再生推進法人制度【主体：市（まちづくり部） 期間：令和5～11年度】

都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定する。まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を行い、まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）による積極的な活用を図る。

2) 歴史的まちなみ、景観の一層の保全の措置

新規及び重点的措置

①伝統的建造物群保存地区検討事業（美保関町美保関地区）【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（令和元年度から継続）】

美保関町美保関地区への伝統的建造物群保存地区制度導入の可能性について、住民と共に検討を行い、制度導入の可否も含め、まちづくりの方向性の合意形成を行う。住民説明会、住民との勉強会、先進地視察、主体となる住民組織立ち上げ支援などを行う。

②文化的景観の検討【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】

松江市内に所在する農村景観（東出雲町畑地区の干し柿集落など）や、島根半島の浦々の漁村景観など、松江の特徴的な景観について、地域住民の意向を確認しながら、後世に伝えていくための保護措置として文化的景観などの手法の検討を行う。

③まちの Re-project 事業【主体：市（まちづくり部） 期間：令和4～11年度 ※予定（令和元年度から継続）】

空間資源である遊休不動産と歴史文化等の潜在的な地域資源を組み合わせ、新たに経済合理性の高い事業が生まれるよう、民間が所有する小規模の遊休不動産の利活用を推進する。

特に、中心市街地においてリノベーションまちづくりが推進されるよう、「まちづくりを担うプレイヤーの発掘・育成」、「遊休不動産の掘り起こし」、「不動産オーナーと事業者のマッチングを促進する仕組みの構築」といった3つの柱を立てて各種の取組を実施する。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
伝統美観保存区域等整備事業 松江市景観計画に定める伝統美観保存区域及び北堀町景観形成区域などで、市民が行う松江市固有の伝統美観の保全、城下町の風情等の維持向上を目的とした修景行為に対して、支援を行う。	地域住民、市（まちづくり部）	令和4～11年度（昭和48年度から継続）
堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業 堀川にかかる橋梁を、近世城下町の風情を感じさせるデザインに整備し、橋の往来や堀川遊覧船から見る景色をより風情のあるものに充実させていく。	市（都市整備部）	令和4～11年度（平成23年度から継続）

3）歴史的建造物の一層の保全継承・活用の措置

新規及び重点的措置

①建築基準法の適用除外の検討【主体：島根県建築士会、市（文化スポーツ部、まちづくり部） 期間：令和4～11年度（令和2年度から継続）】

歴史的建造物の活用促進に向けて、建築基準法の適用除外にかかる条例制定などの検討を行う。

②登録有形文化財カラコロ工房整備事業【主体：市（産業経済部） 期間：令和4～6年度（令和3年度から継続）】

カラコロ工房は、昭和13年に「日本銀行松江支店」として建設された登録有形文化財。施設の老朽化に対応するため改修工事を行い、良好な状態での保全を図る。合わせて、中心市街地の拠点として、中心市街地の回遊性向上と賑わい創出に向けて取り組む。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
歴史的建造物保全継承事業 松江の歴史的なまちなみを構成する歴史的建造物（未指定）について、所有者との協働によって適切に保全継承するとともに、それを核として歴史的なまちなみの面的な再生につなげていく。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（平成26年度から継続）
歴史的建造物を生かしたまちあるきイベントの実施 中心市街地に残る「蔵」をめぐるツアー「蔵：Re」や、松江市の登録歴史的建造物をめぐるツアーなど、歴史的建造物を生かしたまちあるきイベントの実施。	民間団体、市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
かやぶき交流館管理運営事業 茅葺古民家の維持管理・活用事業。	NPO法人あしぶえ	令和4～5年度（令和3年度から継続）

4) 地域での文化財に関する取組の推進の措置

新規及び重点的措置

①地域の文化財調査・発信事業【主体：市（文化スポーツ部）・公民館・市民 期間：下記のとおり】

※再掲

現在実施している調査事業の一部を再編し、3章で述べた12のゾーンを単位として、年次計画を作成したうえで、調査を実施していきます。具体的な実施方法としては、公民館管区ごとに地元の文化財や歴史文化について調査研究を順次進めていきます。

実施目標 調査計画の作成：令和3年度

調査の実施：令和4年度から順次実施

②歴史まち歩きの実施【実施主体：公民館・市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（令和3年度から継続）】

まち歩きマップや、地域調査の成果を活用した公民館と松江市の共催による市民対象の歴史まち歩きの実施。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
わがまち自慢発掘プロジェクト事業 平成22～25年度に全29公民館区で作成されたまち歩きマップの更新・増刷。	公民館	令和4～11年度（平成22年度から継続）

5. 文化財の担い手の支援と育成の措置

1) 文化財所有者、保持者への支援の措置

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
民間所有文化財の維持管理事業 ※再掲 所有者が行う指定文化財の防災設備保守点検・建造物小修理・名勝庭園荒廃防止等の維持管理事業への補助	所有者	令和4～11年度（経常事業）

2) 担い手育成の仕組みの構築の措置

新規及び重点的措置

①郷土芸能継承発展経費【主体：松江市伝統芸能文化保護育成協議会、市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度（経常事業）】

「松江市伝統芸能文化保護育成協議会」の活動に対して助成を行う（加盟団体：23団体）。
当協議会が行う伝統芸能等の啓発・発信に係る取組や、後継者の確保・育成につながる事業等に対し助成を行い、伝統芸能等に対する市民の理解を深めるとともに、保存・継承を図る。
また、伝統芸能の担い手（三味線や笛）不足などに対しては、地域外での担い手と伝統芸能を行う地域の橋渡しを行う人材バンク制度などの創設などを検討する。

②松江工芸の魅力発信と担い手育成事業【主体：市（産業経済部） 期間：令和4年度～（令和3年度から継続）】

市内の多様な工芸品について、情報発信や異業種連携による付加価値創出、販路開拓等に取り組むことにより、作り手の支援及び担い手の育成を図る。

③地域版まちづくり総合戦略事業【主体：市（市民部）、地域住民、NPO法人等 期間：令和4年度（令和2年度から継続）※毎年度、単年度終期として補助要綱を改訂】

地域の魅力向上を図るとともに、住民のふるさとへの誇りと愛着を育み、全市を挙げた持続可能なまちづくりの機運醸成を図る。具体的には、世代間交流や伝統文化の継承など、地域の課題解決や新しいアイデア実現を図る事業などを対象に助成を行う。

④学校でのジオパーク授業支援【主体：島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 期間：令和4～11年度（平成30年度から継続）】

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会で学習補助資料を作成し、松江市及び出雲市内45カ所で小学校高学年を対象に大地の成り立ちを教えるジオパーク授業に取り組んでいる。併せて現地での課外授業のために小学校が借り上げるバス料金の補助制度も設けている。

⑤島根半島・宍道湖中海ジオパークガイドの養成【主体：島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 期間：令和4～11年度（平成30年度から継続）】

毎年、島根半島・宍道湖中海ジオパークガイド養成講座、認定試験を行い、ジオパークの魅力を伝えるガイドを養成している。

⑥島根半島・宍道湖中海ジオパークにかかる地域活動支援【主体：島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会 期間：令和4～11年度（平成30年度から継続）】

住民団体、自治会、NPO等が行う島根半島・宍道湖中海ジオパークの普及啓発活動に対する支援。

◇助成団体（例）：島根半島四十二浦巡り再発見研究会、神社ガールズ研究会、加賀まるごと博物館、八束公民館、一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団

⑦埋蔵文化財教育普及事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】

生涯学習や学校教育と連携し、学校における考古学の体験学習などを通じて、文化財保護思想の普及と市民文化の振興に寄与する。

⑧松江の文化力体験推進事業【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】

子どもとその保護者が、本市が誇る伝統文化などを体験する機会を創出することで、次世代への継承に繋げる。

⑨地域に根づく伝統文化継承事業補助金【主体：市（文化スポーツ部） 期間：令和4年度～11年度】

地域に根づく伝統文化の活動を行う団体が、記録・保存を行う場合に、市が助成金を支出するもの。

実施及び継続中の措置

事業名／実施概要	取組主体	期間
総合的・体験的な学習充実事業 ※再掲 「ふるさと松江」に誇りと愛着をもつ児童生徒を育成するため、総合的な学習の時間又は校外活動において、地域にある教育資源「ひと・もの・こと」を活用した学習活動を充実させる。	市（教育委員会）	令和4～11年度（平成24年度から継続）
「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業 ※再掲 地元企業・事業者の方から仕事に対する思い、やりがい、誇り、自分の生き方や夢、ふるさと松江で働くことの意味について語っていただき、児童生徒に将来に対する夢や希望を育み、キャリア教育の推進に資する。	市（教育委員会）	令和4～11年度（平成31年度から継続）
「ふるさと松江」学習推進事業 ※再掲 身近な地域やふるさとである松江を取り上げた副読本や伝統工芸品について、小学校の中学年の授業等で活用することにより、「ふるさと松江」について理解を深める。	市（教育委員会）	令和4～11年度（平成24年度から継続）
郷土行事等振興事業 松江市藝行列保存会・松江菊花会などのへの支援事業。	市（文化スポーツ部）	令和4～11年度（経常事業）
松江市伝統産業支援事業 松江市の手作り産業に従事し、伝統的な技能を習得するとともに、技術の改善に努め、産業発展に貢献している優良な技能者を表彰することにより、松江市が誇る伝統産業の継承・発展を図る。	市（産業経済部）	令和4～11年度（平成7年度から継続）

6. 文化財を守り伝えるための財源の確保の措置

1) 松江市の財源確保の措置

新規及び重点的措置

①ふるさとづくり寄附事業【主体：市（産業経済部） 期間：令和4～11年度（平成20年度から継続）】

松江市ふるさとづくり寄附条例に基づき、ふるさと納税による寄附の使途として、「松江城」、「松江の文化力を生かしたまちづくり」及び「宍道湖・中海」などを設けており、これらの使途にいただいた寄附金を活用して、各事業を実施していく。また、これらの使途への寄附の拡充に向けて、返礼品について、松江でしか手に入らない、文化財ならではの商品や体験メニューの開発、提供などを検討する。

②国庫補助事業等の積極的な利用【主体：市（各部） 期間：令和4～11年度（経常事業）】

文化財の保存修理にあたっては、地域計画作成により申請可能となる補助事業等も含めた、国庫補助金、県費補助金などのより一層の利用を図る。

2) 民間所有者の財源確保支援の措置

新規及び重点的措置

①民間所有者の文化財の維持管理、保存修理にかかる財源の確保支援【主体：所有者、市（文化スポーツ部） 期間：令和4～11年度】

クラウドファンディングの利用など、民間所有者の様々な財源確保手段について支援を行う。